

所管部課名	商工政策課		担当者	坂上 勝利				
事務事業名	地域経済事業費 商店街・商圈対策事業費							
根拠法令	商店街・商圈活性化事業補助金（商店街等活性化事業補助金）交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	12,100 千円	国県支出金 千円	一般財源 12,100 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助事業終了後も地域商店街の活性化に取り組む団体等の数		10		平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	市内に活動拠点を有するの団体等（地元商工業者が加盟していない団体等は除く。） 商店街（商店街振興組合を含む。）、各業種等で構成されている協会及び組合、通り会（任意の団体でも可）、その他これらに類する団体							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、研修費等							
補助対象事業・活動の内容	地域商店街や通り会、各組合団体等が活気ある地域、商店街づくりに取り組む事業の経費に対する補助							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	1年目：補助対象経費の9/10（上限150万円） 2年目：補助対象経費の8/10（上限130万円） 3年目：補助対象経費の7/10（上限100万円）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		33,150,984	79.9%	29,519,488	73.2%
		会費収入			2,057,585	5.0%	3,060,560	7.6%
		事業収入			31,093,399	74.9%	26,458,928	65.6%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			8,348,000	20.1%	10,826,000	26.8%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		41,498,984	100.0%	40,345,488	100.0%
	支出	事業費			41,329,869	99.4%	40,308,332	99.9%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費			259,115	0.6%	36,956	0.1%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		41,588,984	100.0%	40,345,288	100.0%
	支出計/前年度支出計							97.0%
	自己資金/前年度自己資金							89.0%
	翌年度繰越金/市補助金					0.0%		0.0%
	交付件数				7		9	
	成果指標の推移①				7		9	
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】ホームページや関係団体等への周知を行っている。 【費用対効果】商店街や通り会への補助をすることで、地域活性化が期待できる。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】補助金創設の経緯について 平成27年度まで「提案公募型プレミアム事業補助金」を実施していたが、同補助金を改良する形で、イベントの開催等を含め商店街等の賑わい創出に寄与する事業に活用できる補助事業として新たに創設した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	商店街、通り会などの活動を支援することにより、地域活性化を図ることに寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	各地域において、地域住民のニーズに合ったイベント等が実施されており、地域の活性化に繋がっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	団体構成員のネットワークを活かし、各地域の詳細な実情を把握している商店街等が事業を実施することで地域のニーズに合った事業が期待できる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	対象経費が明確に定められており、補助上限額も設けていることから妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	各地域商店街等において、地域の活性化を図るための新たなイベント等の実施、PR活動等がみられ、補助対象期間も設けていることから固定的な補助とはしていない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地元住民のニーズに沿った地域活動を実施しており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	商店街等自らによる事業の立案、実行に対する補助であり、今後の地域活性化につながる適当な支援である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 今後の商店街、通り会等の地域の活性化につながる補助のため、今後必要である。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

商店街・商圈活性化事業補助金（商店街等活性化事業補助金）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商店街・商圈活性化事業補助金のうち、商店街等活性化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者等の要件）

第2条 補助金に係る補助事業者等は、補助対象となる業種のうち、市内に活動拠点を有する次の団体等とする。ただし、地元商工業者が加盟していない団体等を除く。

- (1) 商店街（商店街振興組合を含む。）
- (2) 各業種等で構成されている協会及び組合
- (3) 通り会（任意の団体でも可）
- (4) その他これらに類する団体

（補助事業の要件）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業計画書の内容が、地域商店街活性化のために自ら企画して、活動を行おうとする団体等が実施する事業で、地域商店街の活性化に資するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 宗教活動等若しくは政治活動や暴力団活動等に該当する事業
- (2) 国又は地方公共団体との共催による事業
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (4) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (5) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付期間は3年以内とし、次の各号に掲げる年数に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 1年目 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額で上限額150万円
- (2) 2年目 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額で上限額130万円
- (3) 3年目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額で上限額100万円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、同一の補助対象団体につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料・賃借料
- (7) 研修費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業活動を実施するために必要と認められる経費。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
- (2) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 記念品、金券等の購入経費
- (5) 不動産の取得等に要する経費

(交付の申請)

第6条 規則第5条の市長が別に指定する日は、商店街等活性化事業審査会（以下「審査会」という。）の2週間前までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の実績を確認できる書類
- (2) ポスター、チラシ、記録写真等の当該対象事業に関する資料
- (3) 補助対象経費の支出等が確認できる書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

第9条 補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、返納し精算するものとする。

- (1) 災害、事故等により活動が実施できなかった場合

(2) 第3条第2項に掲げる事業を実施していた場合

(3) 第5条第1項に掲げる補助対象経費以外の経費を支出した場合

(効果の測定)

第10条 条例第4条第2項第1号に定める効果は、事業の継続性を用いて測定するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に廃止前の薩摩川内市観光地域づくり活性化支援補助金の規定により補助金交付決定を受けた補助金については、がんばる地域商店街等補助金の規定によりなされたものとみなす。ただし、第4条補助金の額等については、次の各号に掲げる額とする。

(1) 2年目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額で上限額50万円

(2) 3年目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額で上限額50万円

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	向田地域元気復活協議会	1,500,000	60,000	140,002	1,700,002	1,700,002			1,700,002	お祇園さあ
2	太平橋通り商店街振興組合	1,300,000	940,080	10,618,575	12,858,655	12,858,655			12,858,655	プレミアム商品券 外
3	東郷町商店街 若鮎会	1,300,000	274,483	7,054,560	8,629,043	8,629,043			8,629,043	プレミアム商品券
4	入来町商エスタンブ会	1,166,000	237,878	8,054,127	9,458,005	9,458,005			9,458,005	プレミアム商品券
5	せんだい高城温泉よか湯協議会	1,500,000	19,629	160,000	1,679,629	1,679,629			1,679,629	景観改善、各種イベント等
6	高城プロジェクト実行委員会	760,000	153,352	213,000	1,126,352	1,089,396		36,956	1,126,352	婚活イベント
7	鹿児島県飲食業生活衛生同業組合	1,300,000	326,938		1,626,938	1,626,938			1,626,938	中心市街地等の活性化
8	市比野温泉地域活性化協議会	1,500,000	250,000	453,000	2,203,000	2,202,800			2,202,800	ガストロノミーウォーキング
9	入来かやぶき庵	500,000		563,864	1,063,864	1,063,864			1,063,864	かやまんまんじゅう製造 外
合計		10,826,000	2,262,360	27,257,128	40,345,488	40,308,332	0	0	36,956	40,345,288